

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 4 件 |
| 厚生年金関係                        | 4 件 |

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成4年8月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年8月及び同年9月は26万円、同年10月から5年9月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月24日から同年11月1日まで  
② 平成4年8月1日から5年11月1日まで

私は、A社に勤務していたところ、関連会社のB社に転籍することになった。

しかし、勤務形態、勤務場所、業務内容について変更なく継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社において、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が低い額で記録されているが、給与が減額されたことはないので、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、当該期間は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同社は法人事業所であり、商業登記簿では申立期間①当時も会社が存続していたことが確

認できること、申立期間①に係る同社の雇用保険の被保険者記録を有する者が5人確認できることから判断すると、同社は、申立期間①において事業を継続しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、及びA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日に喪失し、B社に係る厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日に取得していることが確認できる同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間①について、A社に継続して勤務し（平成3年11月1日にA社からB社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年6月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなる届出を行っていたと認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成4年8月1日から5年10月1日までの期間については、オンライン記録において、当初、B社における申立人の当該期間の標準報酬月額が4年8月及び同年9月は26万円、同年10月から5年9月までは20万円と記録されていたところ、5年1月6日付けで、当該期間における標準報酬月額が4年の定時決定前である同年8月1日に遡って12万6,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、B社は、「平成4年当時、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所から呼出しを受け、同社会保険事務所の助言により、標準報酬月額を遡って減額処理する届出を提出した。」と回答している上、同社が提出した、社会保険事務所が平成5年1月19日付けで発行した納入告知書不発行通知書等から判断すると、厚生年金保険料の滞納額を減額させるために行われた標準報酬月額の処理である可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た金額（平成4年8月及び同年9月は26万円、同年10月から5年9月までは20万円）に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間については、B社は、「平成5年の定時決定は、減額した標準報酬月額で届け出たが、社会保険事務所の関与は無かった。」と回答しており、

オンライン記録でも当該期間における同社に係る申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人は、当該期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月21日から同年3月21日まで

私は、昭和53年3月から現在までの間、A社で継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の1か月の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、私が平成8年2月21日付けで関連会社のB社への出向が解かれるとともに、同日付けでA社のC支店に転勤となった時期に当たり、申立期間中も途切れることなく勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「労働者名簿」、「人事履歴」及び同社の回答から判断すると、申立人が、昭和53年3月22日から同社に継続して勤務し（平成8年2月21日付けで関連会社のB社からA社に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年3月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人がB社への出向が解かれ、A社C支店に転勤となった日について、「労働者名簿」及び「人事履歴」では平成8年2月21日となっているところ、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日が、いずれも同年3

月 21 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同年 3 月 21 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から 63 年 1 月 1 日まで

私のA社に係る厚生年金保険被保険者期間は、昭和 63 年 1 月 1 日からとなっているが、私は、B社の厚生年金保険被保険者期間中の 61 年 3 月にA社を設立し、B社の被保険者資格を喪失した 61 年 6 月からA社の厚生年金保険に加入したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私がA社の社長であった。」と述べているところ、同社の商業登記簿謄本等から、申立人が申立期間中、A社の事業主であったことが確認できる。

しかしながら、年金事務所の事業所記号等索引簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和 63 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間当時は、適用事業所となっていない。

また、申立人は、申立期間始期の昭和 61 年 6 月当時のA社の社員数について、申立人及び従業員 5 人の計 6 人であったと述べているところ、i) このうち 2 人は、同年同月当時は、別会社の厚生年金保険被保険者であることが確認できること、ii) 残りの従業員 3 人のうちの 2 人は、「私がA社に勤務していた期間の人数は、申立人を含めて 3 人だけであったと思う。」、「A社には、数か月間勤務したが、給与はB社から支給されていた。」などと述べていることから、同年同月当時のA社の社員数は、申立人を含めても 5 人未満であり、同社は厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったことがうかがえる。

さらに、元従業員の 1 人は、「A社には、B社を退職した昭和 61 年 11 月

頃から 62 年 3 月頃まで勤務したが、当時、A 社は社会保険に加入していなかったと思う。」と述べていることから、同社は、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月頃までは厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立期間当時の A 社の事業主である申立人及び同社の当時の顧問税理士事務所は共に、当時の関係資料を保管していない上、申立人が、社会保険事務及び給与事務を担当していたと主張する監査役は、既に死亡していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年頃から 29 年頃までのうちの約 6 か月間  
私は、A社B工場において、昭和 28 年頃から 29 年頃までの間に、半年間ほど勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。  
しかし、A社B工場で働いていた元同僚は、厚生年金保険の加入記録があることから、私も同じように厚生年金保険に加入していたはずである。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に勤務していた複数の元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、当該事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録、事業所整理記号等索引簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の途中に当たる昭和 29 年 4 月 1 日であることが確認できる上、当該事業所に係る被保険者名簿では、申立期間及びその前後に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

また、A社B工場の本社であるA社では、「A社B工場が昭和 22 年から 33 年まで稼働していたことは確認できるが、当時の関係書類を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の適用状況、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である。」と回答している。

さらに、申立人が、申立期間当時一緒に仕事をしていたとして氏名を挙げた複数の元同僚のうち、連絡の取れた二人に聴取したところ、期間の特定は

できないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことはいくつかあるが、申立人に係る厚生年金保険の加入の有無や、厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 10 日から 41 年 1 月 10 日まで

私は、申立期間当時、A社に勤務し、工場で作業を行ったり、社長と一緒に出来上がった商品を届けたりしたことを覚えている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所の所在地について、「B県C市D町にあった。」と述べているほか、その周辺の状況等についても鮮明に記憶しているところ、申立期間当時、申立人と同居し、申立人に当該事業所を就職先として紹介したとするその兄は、「弟が勤務していたA社の所在地は、弟が述べているとおりの場所にあったと思う。」と述べている。

しかしながら、オンライン記録では、B県C市D町に、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、同所在地を管轄する法務局に照会したものの、当該事業所に係る商業登記簿謄本を確認できない。

また、申立人が述べる所在地とは異なるものの、同一市内に申立ての事業所と同じA社という名称の事業所、及び当該事業所に類似する名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所として確認できるところ、いずれの事業所の事業所別被保険者名簿においても、申立期間及びその前後に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が申立期間当時の元同僚として姓のみを挙げた5人、及び氏名を挙げた1人の計6人のほか、申立人の兄が氏名を挙げた元事業主についても、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所であることを確認できないことから、その所在が確認できず、申立てに関する証言等を得られ

ない。

加えて、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 10 日から 44 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社を退職したいと事業主に申し出たものの慰留され、そのまま勤務した。また、申立期間②については、その直前に勤務していた事業所を退職する際にA社の事業主から勧誘があつて、再び同社に入社した時期である。当時は扶養家族もあり、健康保険証が支給されていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 11 年 7 月 21 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることから、申立期間①及び②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格記録に訂正や取消しが行われた形跡は無く、オンライン記録と一致している上、申立期間①及び②、並びにその前後の期間に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録では、A社の離職日は、オンライン記録上の厚生年金保険の資格喪失日（昭和 43 年 10 月 10 日）と一致していることから、社会保険事務所(当時)と公共職業安定所の双方が、申立期間①に係る申立人の被保険者資格を誤って処理することは考え難い上、申立期間②については、雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、A社において、申立期間①及び②を含む期間中に厚生年金保険の

加入記録のある元同僚（申立人が氏名を挙げた二人を含む。）のうち、連絡の取れた一人の証言から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の厚生年金保険の加入の有無に関する証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。